

川口市電力の購入契約に関する環境配慮項目評価基準

- 1 本市が電力の購入契約に係る競争入札を実施する際の環境配慮項目評価基準は、下表に掲げる基本項目の①前々年度の1kWh当たりの調整後二酸化炭素排出係数、②前々年度の未利用エネルギーの活用状況、③前々年度の再生可能エネルギーの導入状況の3項目及び加点項目に係る数値について、それぞれ同表の区分にあてはめて評価点を求め、当該評価点の合計が70点以上であることとする。

基本項目	区分	評価点
①前々年度の1kWh当たりの調整後二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh) ※1	0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
0.600以上	0	
②前々年度の未利用エネルギーの活用状況 ※2	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③前々年度の再生可能エネルギーの導入状況 ※3	10.00%以上	20
	5.00%以上 10.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	導入していない	0

加点項目	区分	評価点
省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組 ※4	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※1 前々年度1 kWh 当たりの調整後二酸化炭素排出係数とは、前々年度の事業者全体の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律117号。以下「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの）

1. 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した排出係数を用いることができる。
2. 温対法に基づき前々年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した最新の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。

※2 未利用エネルギーの活用状況とは、前々年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を前々年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値をいう。

[算定方式]

$$\text{前々年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{前々年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端) (kWh)}}{\text{前々年度の供給電力量 (需要端) (kWh)}} \times 100$$

1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、次の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。
 - ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
 - ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。
2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。））をいう。
 - ①工場等の廃熱又は排圧
 - ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第2条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）
 - ③高炉ガス又は副生ガス
3. 前々年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
4. 前々年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※3 再生可能エネルギーの導入状況とは、前々年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）を前々年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値をいう。

[算定方式]

$$\text{前々年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{前々年度再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端) (kWh)}}{\text{前々年度の供給電力量 (需要端) (kWh)}} \times 100$$

1. 前々年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）は、次の①から⑤の合計値とする。ただし、①から⑤は前々年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用

いたものに限る。

- ①自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT 非化石証書の量（送電端（kWh））
- ②グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh）
- ③J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）
- ④非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）
- ⑤非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT 非化石証書の量（kWh）

2. 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。

※4 需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。

（具体的な評価内容）

- ①需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること。
- ②需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること。
- ③地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること
- ④発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること。

なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

- 2 この評価基準は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮し、及び電気事業者の公正な競争を確保するため、社会・経済情勢を踏まえて必要と認めるときは、見直すものとする。